

人事院高濃度PCB廃棄物処理実行計画

平成 29 年 3 月

人 事 院

目 次

第一	基本的な考え方	1
第二	措置の内容	2
第三	進捗状況と対応方針	4
第四	実施状況の点検	6
第五	その他の措置	7

第一 基本的な考え方

平成 28 年 5 月に一部改正された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成 13 年法律第 65 号。以下単に「法」という。）は、事業対象地域ごとに処分期間内に、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分又は処分委託することを義務付け、同時に、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者がこれを廃棄（ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。以下同じ。）すること等を義務付けた。

法第 6 条の規定に基づき、平成 28 年 7 月に閣議決定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」等において、各省庁は、その所掌事務に係る施設等において保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有している高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画を策定し、当該実行計画の実施状況について毎年度公表することとされたところである。

人事院高濃度 PCB 廃棄物実行計画は、右閣議決定を踏まえ、人事院として、自ら保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分委託等を早期に実行するために必要な事項を定めるものである。

第二 自ら管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有の実態に関する再調査及び早期処理の実施

1. 既届出分の早期処理の推進に向けた進捗管理

人事院が管理する施設等において、法に基づく保管状況等の届出又は電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく管理状況の届出がされている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有量を網羅的に把握する。

また、人事院が管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、法で定める処分期間内に早期の処理を完了するように、中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄、中間貯蔵・環境安全事業株式会社への処分委託等を確実にを行うとともに、これらの取組をできる限り加速化する。

なお、平成 28 年 10 月末時点において、人事院が管理する施設等で保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量等は、表 1 のとおりである。

【表 1】 人事院が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等
 <高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量等>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定※
大型変圧器等	台	—	—	—
大型コンデンサー等	台	—	—	—
安定器	個	664	0	未定
小型変圧器・コンデンサー	台	1,209	1,209	平成 30 年度以降
その他汚染物等	トン	0.05	0.05	平成 30 年度以降

※ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整事項であり、変更がありうるもの。以下同じ。
 ※ 人事院が管理する施設等において所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品はない。表 2、表 3 及び表 4 において同じ。

2. 掘り起こし調査の実施等

処分期間内の確実な処理のため、既届出分の把握や早期処理だけではなく、管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り起こし調査を改めて実施することとする。

まずは、処理期間の末日が直近に迫っているポリ塩化ビフェニルを含有する変圧器、コンデンサー等について、自家用電気工作物設置者に義務付けられている年次点検等において当該事業用電気工作物の保安監督に携わっている電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人に委託して、徹底した調査を実施する。

また、安定器等についても、電気工事関係者等に委託する等して、計画的に調査を行う。

上記の取組状況の進捗を定期的に点検し、処分期間内に処分委託を完了するために必要な措置を講ずる。

第三 進捗状況と対応方針

1. 人事院が管理する施設等において保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に向けた進捗状況

(1) 人事院が管理する施設等における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量等（平成 28 年 10 月末時点）

【表 2】 人事院が管理する施設等における保管量等（総括表）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定
大型変圧器等	台	—	—	—
大型コンデンサー等	台	—	—	—
安定器	個	664	0	未定
小型変圧器・コンデンサー	台	1,209	1,209	平成 30 年度以降
その他汚染物等	トン	0.05	0.05	平成 30 年度以降

(2) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する変圧器・コンデンサーの保管量等

【表 3】 東京事業株式会社の事業対象地域における保管量等（処分期間：平成 34 年 3 月 31 日まで）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定
大型変圧器等	台	—	—	—
大型コンデンサー等	台	—	—	—
小型変圧器・コンデンサー ※	台	—	—	—
その他汚染物等	トン	0.05	0.05	平成 30 年度以降

※ 1 台当たり 3 kg 以上のもの

(3) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する安定器及び汚染物等の保管量等

【表4】北海道及び東京事業株式会社の事業対象地域における保管量等（処分期間：平成35年3月31日まで）

＜高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物＞

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録済量	処分予定
安定器	個	664	0	未定
小型変圧器・コンデンサー ※	台	1,209	1,209	平成30年度以降
その他汚染物等	トン	—	—	—

※1台当たり3kg未満のもの

2. 人事院が管理する施設等において保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分期間内の早期処理に向けた対応方針

人事院が管理する施設等において保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、速やかに中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録を実施し、処分までの見通しを立てることとする。また、当該見通しに基づき、今後第四に示す方法で点検を行うこととする。

第四 実施状況の点検

実行計画の進捗状況については、少なくとも毎年度、必要に応じて更に短い期間で、点検を行う。点検は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごと、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種別ごとに、処分の予定量を踏まえ、定量的に行う。

また、点検の結果は、毎年度当初にHP上に公表することとする。

第五 その他の措置

人事院が保管する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、処分期間の末日である平成 39 年 3 月 31 日までに自ら処分又は処分委託を確実に終え、所有する低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、同期限までに確実な廃棄・処分委託又はポリ塩化ビフェニルの除去に努めるものとする。

ただし、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を確実にかつ早期に完了することが優先であり、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び使用製品は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とは状況・事情が異なるため、今後、それらの使用実態等の把握を十分に行うとともに、処理体制の充実・多様化を進めた上で、処理に関する取組、進捗管理等を具体化する。

なお、平成 28 年 10 月末時点において、人事院が管理する施設等で保管する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量等は、表 5 のとおりである。

【表 5】人事院が管理する施設等における低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量等

<低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	処分子定
大型変圧器等	台	—	—
大型コンデンサー等	台	—	—
安定器	個	—	—
小型変圧器・コンデンサー	台	1	平成 29 年度
		25	未定
その他汚染物等	トン	—	—

※ 人事院が管理する施設等において所有する低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品はない。

【参考】中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設ごとの計画的処理完了期限等

(「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」より抜粋、一部加筆。)

事業名(実施場所)	処理対象	事業対象地域	事業対象地域以外に保管されている処理対象物	施設能力	事業の時期	
					計画的処理完了期限	事業終了準備期間*
北九州 (福岡県北九州市若松区響町1丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	A地域	C地域の車載変圧器の一部、D地域のコンデンサーの一部	1.5トン/日(ポリ塩化ビフェニル分解量)	平成31年3月31日	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	A地域、B地域及びC地域(大阪PCB処理事業所及び豊田PCB処理事業所における処理対象物を除く。)		10.4トン/日(安定器及び汚染物等の量)	平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成36年3月31日まで
大阪 (大阪府大阪市此花区北港白津2丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	B地域	C地域の車載変圧器の一部及び特殊コンデンサーの一部、E地域の特殊コンデンサーの一部	2.0トン/日(ポリ塩化ビフェニル分解量)	平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成37年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	B地域(小型電気機器の一部に限る。)			平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成37年3月31日まで
豊田 (愛知県豊田市細谷町3丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	C地域	B地域のポリプロピレン等を使用したコンデンサーの一部	1.6トン/日(ポリ塩化ビフェニル分解量)	平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	C地域(小型電気機器の一部に限る。)			平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
東京 (東京都江東区青海3丁目地先)	大型変圧器・コンデンサー等	D地域	C地域の車載変圧器の一部、E地域の大型変圧器の一部	2.0トン/日(ポリ塩化ビフェニル分解量)	平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで

	安定器及び汚染物等	D地域（小型電気機器の一部に限る。）	北九州PCB処理事業所及び大阪PCB処理事業所から発生する廃粉末活性炭		平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
北海道 （北海道室蘭市仲町）	大型変圧器・コンデンサー等	E地域		1.8トン／日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	D地域及びE地域（東京PCB処理事業所における処理対象物を除く。）		12.2トン／日（安定器及び汚染物等の量）	平成36年3月31日	平成36年4月1日から平成38年3月31日まで

（注）事業対象地域については、以下のとおり。

- A地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- D地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- E地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

※ 事業終了準備期間：基本計画に記載する発生量に含まれない高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行う期間等を勘案し、計画的処理完了期限の後に、事業終了準備期間が設けられた。